

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年5月21日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に
関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成20年3月12日 諮問第13号)

[19GHz 帯構内無線局及び1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の
制度廃止等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(山口課長補佐、林課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

〔19GHz 帯構内無線局及び 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止等に伴う制度整備〕

1 諮問の背景

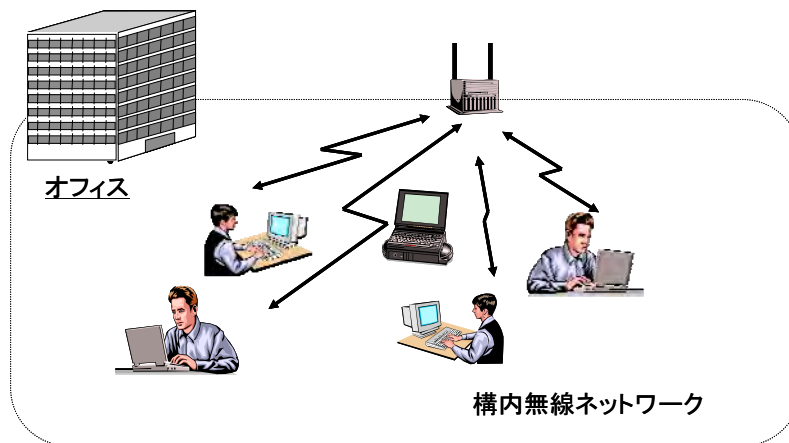
(1) 19GHz 帯構内無線局の制度廃止

19GHz 帯構内無線システムは、構内におけるデータ伝送用（10Mbps）のシステムとして、平成4年に免許要の無線局として制度化され、主にオフィスにおける無線ネットワーク（無線 LAN）として利用されてきたところである。

【19GHz 帯構内無線局の主な仕様】

使用周波数：19.485～19.565GHz
変調方式：QPSK、QAM、4FSK
空中線利得：20dBi 以下

占有周波数帯幅：17MHz
空中線電力：300mW



【19GHz 帯構内無線局の利用イメージ】

その後、免許不要局である2.4GHz帯/5GHz帯無線LAN（Wi-Fi）が高機能化・低廉化し、広く一般に普及したことに伴い、免許を要する無線局である19GHz帯構内無線局は減少し、平成19年3月に無線局数ゼロとなっている。このような状況から、周波数再編アクションプラン（平成19年11月）において、19GHz帯構内無線システムの周波数利用を停止することが盛り込まれたところである。

以上を踏まえ、今般、19GHz 帯構内無線局に係る制度を廃止するものである。

（２）1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止

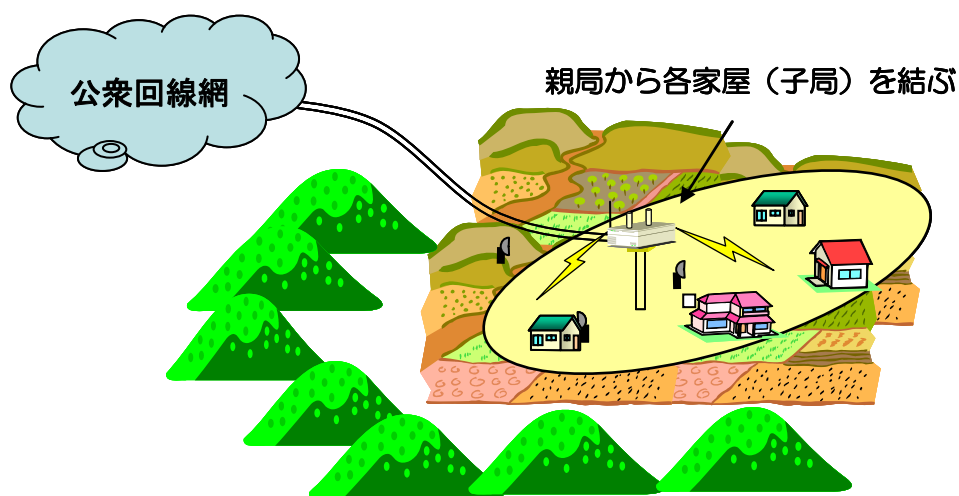
1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムは、PHS と同じ通信方式を用いたものであり、PHS の空き周波数を利用して条件不利地域における加入者電話回線を確保することを目的に平成 10 年に免許要の無線局として制度化され、山間部・離島等の条件不利地域における加入者電話用として利用されてきたところである。

【1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の主な仕様】

使用周波数：1,893.65MHz～1,919.45MHz

占有周波数帯幅：288kHz 変調方式：QPSK

空中線電力：親局 160mW、子局 80mW 空中線利得：22dBi 以下



【1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムの利用イメージ】

その後、インターネット接続などのより高度なサービス提供可能な18GHz帯FWA（Fixed Wireless Access）が導入され、その普及が進むとともに、1,900MHz帯加入者系無線アクセスシステムは減少し、平成17年8月に無線局数ゼロとなっている。このような状況から、周波数再編アクションプラン（平成19年11月）において、1,900MHz帯加入者系無線アクセスシステムの周波数利用を停止することが盛り込まれたところである。

以上を踏まえ、今般、1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムに係る制度を廃止するものである。

2 改正省令の概要（詳細は別紙参照）

（１）電波法施行規則

- ア 包括免許対象局より 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を削除（第 15 条の 2 及び 第 15 条の 3）
- イ 定期検査を行わない無線局より 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を削除（第 41 条の 2）

（２）無線設備規則

- ア 19GHz 帯構内無線局の技術基準を削除（第 14 条、第 24 条、第 49 条の 9 の 4、別表第 1 号注 42、別表第 2 号第 8 第 4 項）
- イ 1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムの技術基準を削除（第 57 条の 3、第 58 条の 2 の 13、別表第 1 号注 31(9)、別表第 2 号第 44、別表第三号 39）

（３）特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ア 特定無線設備より 1,900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムの無線局を削除（第 2 条）
- イ その他規定の整備

3 施行期日

平成 20 年 6 月 公布・施行（予定）

改正省令案の概要

1 電波法施行規則

1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を特定無線局（包括免許対象局）より削除する。

改正項目	削除する内容
特定無線局の対象とする無線局（第 15 条の 2）	包括免許の対象とする無線局から、「電気通信業務を行うことを目的とする固定局（1,900MHz 帯の周波数の電波を使用し、端末設備又は自営電気通信設備とを接続するものに限る。以下同じ。）」を削除。
特定無線局の無線設備の規格（第 15 条の 3）	包括免許の対象とする無線設備の規格から、「電気通信業務を行うことを目的とする固定局」を削除。
定期検査を行わない無線局（第 41 条の 2）	定期検査を行わない固定局から、「設備規則第 58 の 2 の 13 においてその無線設備の条件が定められているもの」を削除。

2 無線設備規則

19GHz 帯構内無線局及び 1,900MHz 帯加入者無線アクセス通信を行う無線局の技術基準を削除する。

(1) 19GHz 帯構内無線局

改正項目	削除する数値等
空中線電力の許容偏差（第 14 条）	・ 同表より「(2) 19GHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備」を削除。
副次的に発射する電波の限度（第 24 条）	・ 第 2 項本文及び同表より「19GHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局」を削除。
一般的条件等（第 49 条の 9）	・ 第 4 項を削除。 「19GHz 帯の周波数の電波を使用するもの（以下略）」
周波数の許容偏差（別表第 1 号）	・ 注 42 を削除 「19,485MHz から 19,565MHz までの周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表の規定する値にかかわらず、 $10(10^{-6})$ とする」
占有周波数帯幅の許容値（別表第 2 号）	・ 第 8 本文より「19,485MHz から 19,565MHz までの」を削除 ・ 同第 4 項を削除 「19,485MHz から 19,565MHz までの周波数の電波を使用する無線設備 17MHz」

(2) 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局

改正項目	削除する数値等
一般的条件等 (第 57 条の 3、第 58 条の 2 の 13)	- 送信装置の条件 (第 57 条の 3) より、1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局 (1,893.65MHz 以上 1,919.45MHz 以下の周波数の電波を使用する加入者系無線アクセス通信を行う固定局をいう。以下同じ。) 及び 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信を行う無線局 (1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ)」を削除。 - 第 58 条の 2 の 13 を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局であつて、端末設備又は自営電気通信設備と接続するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 (以下略)」
周波数の許容偏差 (別表第 1 号)	注 31(9)を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備 $3(10^{-6})$」
占有周波数帯幅の許容値 (別表第 2 号)	第 44 を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、288kHz とする。」
スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値 (別表第 3 号)	39 を削除 「1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の境界の周波数は、2(1)及び 2(3)に規定する値にかかわらず、つぎのとおりとする。(以下略)」

3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

(1) 1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信

改正項目	削除する内容
特定無線設備 (第2条)	・第34号から第37号までを削除し、1,900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局を技適証明等対象局から除外。

(2) その他規定の整備

改正項目	改正する内容
特定無線設備 (第2条)	・構内無線局の無線設備を特定無線設備とするにあたって、登録対象設備（キャリアセンス機能を有するもの）及び免許対象設備（キャリアセンス機能を有しないもの）の区分を設ける。

以 上

【参考】周波数再編アクションプラン（平成19年11月）における指摘状況

（１）19GHz帯構内無線局

３ 各周波数区分のアクションプラン

X 13.25～21.2GHz帯

（２）基本的な対応方針

（イ）19GHz帯構内無線

極端に低い利用状況にあること、同様のデータ通信業務を行うためのシステムが2.4GHz帯や5GHz帯のシステムで実現可能であること、及び周波数帯の一部を共用する18GHz帯FWAの利用を促進する観点から、無線局数が０局となった当該システムによる周波数利用を停止する。

（２）1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局

３ 各周波数区分のアクションプラン

VII 1.71～2.4GHz帯

（２）基本的な対応方針

1.9GHz帯加入者系無線アクセスシステムについては、無線局数が０局となったことを受け、当該システムによる周波数利用を停止する。

平成20年5月21日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年3月12日 諮問第14号)

[19GHz帯構内無線局及び1900MHz帯加入者系無線アクセス通信
を行う無線局の制度の廃止に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、棚田係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 19GHz 帯構内無線局の制度の廃止に伴う変更

19GHz 帯構内無線局は、構内におけるデータ伝送用（10Mbps）のシステムとして、平成 4 年に免許が必要な無線局として制度化し、主にオフィスにおける無線 LAN 用として利用されてきたところである。

近年、免許を要しない 2.4GHz 帯/5GHz 帯無線 LAN が高機能化・低廉化し、広く一般に普及したことにより、19GHz 帯構内無線局の利用が減少し、平成 19 年 3 月に無線局数が 0 となっている。

このような状況から、今般、19GHz 帯構内無線局の制度を廃止することに伴い、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更内容】

19.3GHz を超え 19.7GHz 以下の周波数帯における移動業務について、無線局の目的から一般業務用（データ伝送用）を削除するとともに、周波数の使用条件を規定する別表から具体的な周波数を削除するなど、必要な規定の整備を図る。

II 1900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度の廃止に伴う変更

1900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムは、PHS と同じ通信方式を用いるものであり、PHS の空き周波数を利用して条件不利地域における加入者電話回線を確保することを目的に平成 10 年に免許が必要な無線局として制度化し、山間部、離島等の条件不利地域において加入者電話用として利用されてきたところである。

その後、インターネット接続などの高度なサービスが提供可能な 18GHz 帯 FWA（Fixed Wireless Access）が導入され、普及が進むにつれ、1900MHz 帯加入者系無線アクセスシステムは減少し、平成 17 年 8 月に無線局数が 0 となっている。

このような状況から、今般、1900MHz 帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局に係る制度を廃止することに伴い、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更内容】

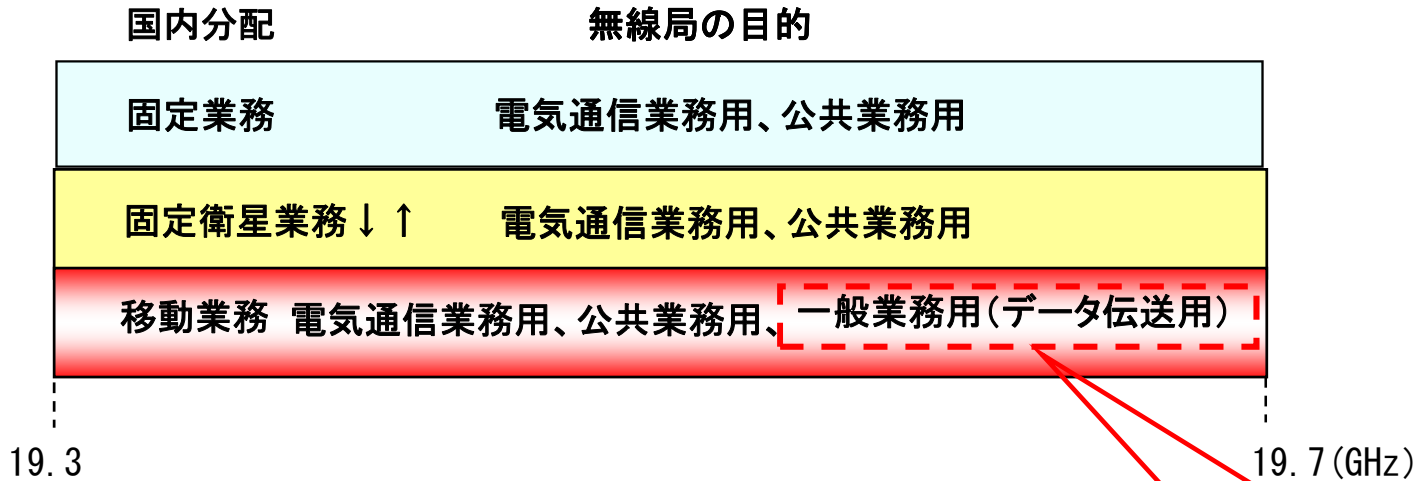
1885MHz を超え 1980MHz 以下の周波数帯において、国内分配から固定業務を削除するなど、必要な規定の整備を図る。

III スケジュール

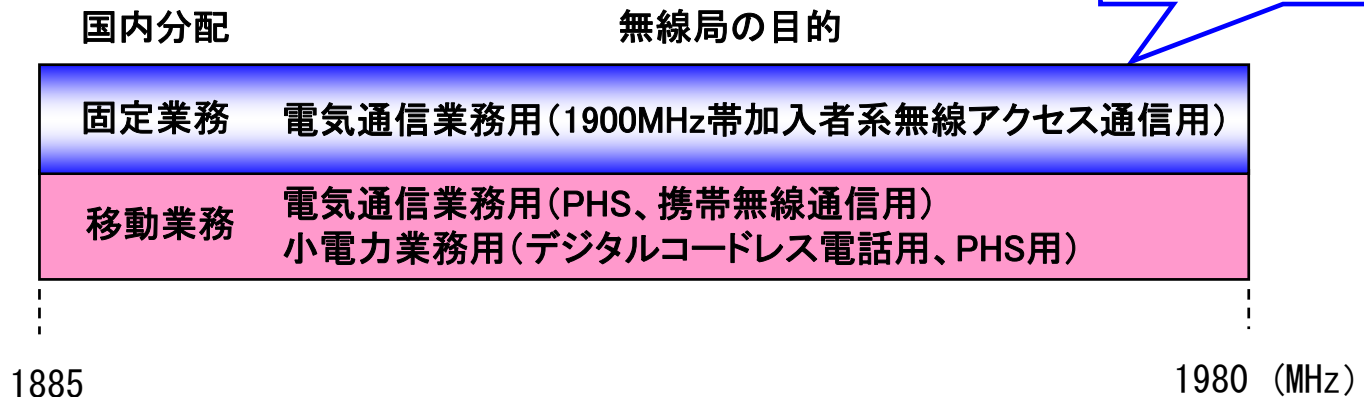
答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の変更

(1) 19GHz帯構内無線局関係



(2) 1900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局関係



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年5月21日

電波法施行規則、無線設備規則、
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び
無線設備規則の一部を改正する省令の各一部を改正する省令案について
(平成20年5月21日 諮問第24号)

[簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入、動物検知通報システムの導入、2.4GHz
帯模型飛行機用無線操縦装置に係る技術的条件の追加及び干渉軽減機能を有しない超
広帯域（UWB）無線システムの経過措置の延長に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(山口課長補佐、林課長補佐)

電話：03-5253-5895

電波法施行規則、無線設備規則、
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び
無線設備規則の一部を改正する省令の各一部を改正する省令案について

1 諮問の背景

(1) 簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入（図1）

携帯電話を始めとする公衆系移動通信以外のいわゆる自営系の移動通信のうち、最も普及している無線局は、簡易無線局であり、近年、同報性を活用したグループ通信等の利便性から、業務用トランシーバー等として65万局（平成19年12月末現在）以上が利用されており、利用トラヒックの増大が顕著となってきた。また、手軽に導入が可能ということもあり、レジャーや短期需要（レンタル）にも使用したいとの要望があり、それに対応した新たな無線システムの導入が期待されている。

このような状況を鑑み、より多くの利用を可能とするため、本年3月に簡易無線局等に係る最適なデジタル方式の技術的条件として「小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方策に係る技術的条件」について、情報通信審議会より一部答申されたところである。

本件は、広く一般で利用されている簡易無線局を代表する自営系の無線システムにおいて、音声中心の通信に適したデジタル方式の追加や運用者の変更（レンタル）制度の利用が可能となる登録局への追加等に関して必要な関係規定の整備を行うものである。

(2) 動物検知通報システムの導入（図2）

近年、動物の行動を追跡、又は動物の生態を的確に把握することで、動物による農作物等の被害を防止し、また適切に保護するため、動物に装着して情報収集等を行いたいとの要望があり、これらに対応するための新たな無線システムの導入が期待されている。

このような状況を鑑み、本年3月に、動物検知通報システムに必要となる技術的条件として「小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方策に係る技術的条件」について、情報通信審議会より一部答申されたところである。

本件は、動物の接近情報や位置情報を継続的に把握して生態の調査研究等に適したテレメーター、テレコントロール及びデータ伝送の用途で利用できる150MHz帯の特定小電力無線局の導入等に関して必要な関係規定の整備を行うものである。

(3) 2.4GHz帯模型飛行機用無線操縦装置に係る技術的条件の追加（図3）

無線操縦装置（ラジオコントロール）の利用は、ホビー用のみならず農薬散布や空中撮影等各種産業にも拡大し、広く利用されている。近年、新たに無線LAN技術を応用したラジオコントロールの無線機器が多数普及すると予測されてい

ることを受けて、多数の無線設備が同時に利用されることで発生する混信に配慮しつつ多様な場面での利用を可能とするための環境が求められている。

このような状況を鑑み、本年3月に、無線操縦機器の高度化方策に関する技術的条件として「小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方策に係る技術的条件」について、情報通信審議会より一部答申されたところである。

本件は、2.4GHz帯小電力データ通信の技術を使用するラジオコントロールのうち、屋外で模型飛行機の操縦に使用するものに関して、安全かつ周波数の有効利用を図った運用を行うための制度改正を行うものである。

(4) 超広帯域 (UWB) 無線システムの経過措置の延長 (図4)

マイクロ波帯を用いた通信用途の UWB 無線システムは、4.2～4.8GHz 帯については、第4世代移動通信システム等の導入に向けた検討状況を考慮し、電波の有効利用及び UWB 無線システムの早期導入・普及の観点から、平成20年12月末までは干渉を軽減する機能を有さなくとも、UWB 無線システムを使用可能(-41.3dBm/MHz まで出力可)とされている。なお、3.4～4.2GHz 帯においては、干渉を軽減する機能を有さない場合は-70dBm/MHz までの出力の範囲で使用可能とされている。

他方、情報通信審議会 UWB 無線システム委員会報告(平成18年3月)においては、同経過措置については、今後の国際動向(WRC-07における結果)等を注視しつつ、必要に応じて見直すこととされ、また、同委員会報告の意見募集に際しては、今後の国際動向等を踏まえた経過措置の再検討を希望する意見も示されていたところである。

今般、

- WRC-07において、IMT-Advancedを含む第4世代移動通信システム用の周波数として3.4～3.6GHz帯の範囲で特定されたこと
- UWB 無線システムの干渉を軽減する機能の対象となる IMT-Advanced の標準化が ITU において、平成23年以降の完了を目指し検討されていること
- 欧州においても IMT 等次世代移動通信システムの導入を考慮して、干渉を軽減する機能を有することを要しない期間が平成22年12月末までとされていること

等の状況を踏まえ、また、我が国における第4世代移動通信システム等の円滑な導入に支障を及ぼさない点にも十分配慮しつつ、経過措置を延長するための規定の整備を行うものである。

2 改正省令案の概要

電波監理審議会諮問案件

1 電波法施行規則の一部を改正する省令

- ・動物検知通報システムに係る特定小電力無線局が使用する周波数の電波を加えること。
- ・デジタル簡易無線局の呼出名称記憶装置に係る規定を追加すること。
- ・デジタル簡易無線局を登録の対象無線局に追加すること。
- ・簡易無線局に係る許可を要しない工事設計の軽微な事項を追加すること。
- ・その他規定の整備をすること。

2 無線設備規則の一部を改正する省令

- ・動物検知通報システムに係る特定小電力無線局の無線設備の技術的条件を定めること。
- ・小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用する無線設備の技術基準を追加すること。
- ・デジタル簡易無線局の技術基準を定めること。
- ・その他規定の整備をすること。

3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ・デジタル簡易無線局の無線設備及び小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用する無線設備を特定無線設備に追加すること。

4 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

- ・超広帯域無線システムの無線局の無線設備に係る干渉を軽減する機能を有することを要しない期間を平成 22 年 12 月 31 日までとすること。

3 施行期日

平成 20 年 8 月 公布・施行（予定）

簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入

図1

従来の簡易無線局

- ・アナログ方式
- ・音声通話が利用主体



・運送業、工事現場等で利用

データ伝送や高所利用等ニーズの多様化等の需要増加や周波数の逼迫が懸念

簡易無線局等適したデジタル変調方式の導入

様々なニーズに対応

- ・レジャー用途（高所作業等を含む）

狭帯域化により周波数の有効利用が図られ、トラヒック増・チャンネル不足の問題を改善し、様々なシーンで利用可能に

パラグライダー
▼スキー等



環境データ
収集システム



センター設備



ビニールハウス
温度管理システム

- ・データ伝送システム

データ伝送速度の向上により、新たな利用ニーズに対応（簡易テレメトリング）

イベント等



- ・短期需要（レンタル）用途

・混信防止機能の付加により、レンタル制度を実現
イベントなど短期的あるいは急なニーズに対応

既存のアナログ用
チャンネル55ch(※)

同等の周波数幅で
100ch(※)に
(35chはキャリアセンス機能
搭載の登録局用
レジャー用途等の利用を期待)

周波数帯	400MHz帯
空中線電力	5W以下(特定周波数のみ1W以下)
周波数間隔	6.25kHz間隔
変調方式	4値FSK、 $\pi/4$ シフトQPSK、RZSSB
その他機能	キャリアセンス機能(登録局のみ) 呼出名称記憶装置 送信時間制限装置 等

* 当面の周波数として、400MHz帯を予定
(150MHz帯は、平成20年度利用状況調査結果を踏まえて検討)

動物検知通報システムの導入

図2

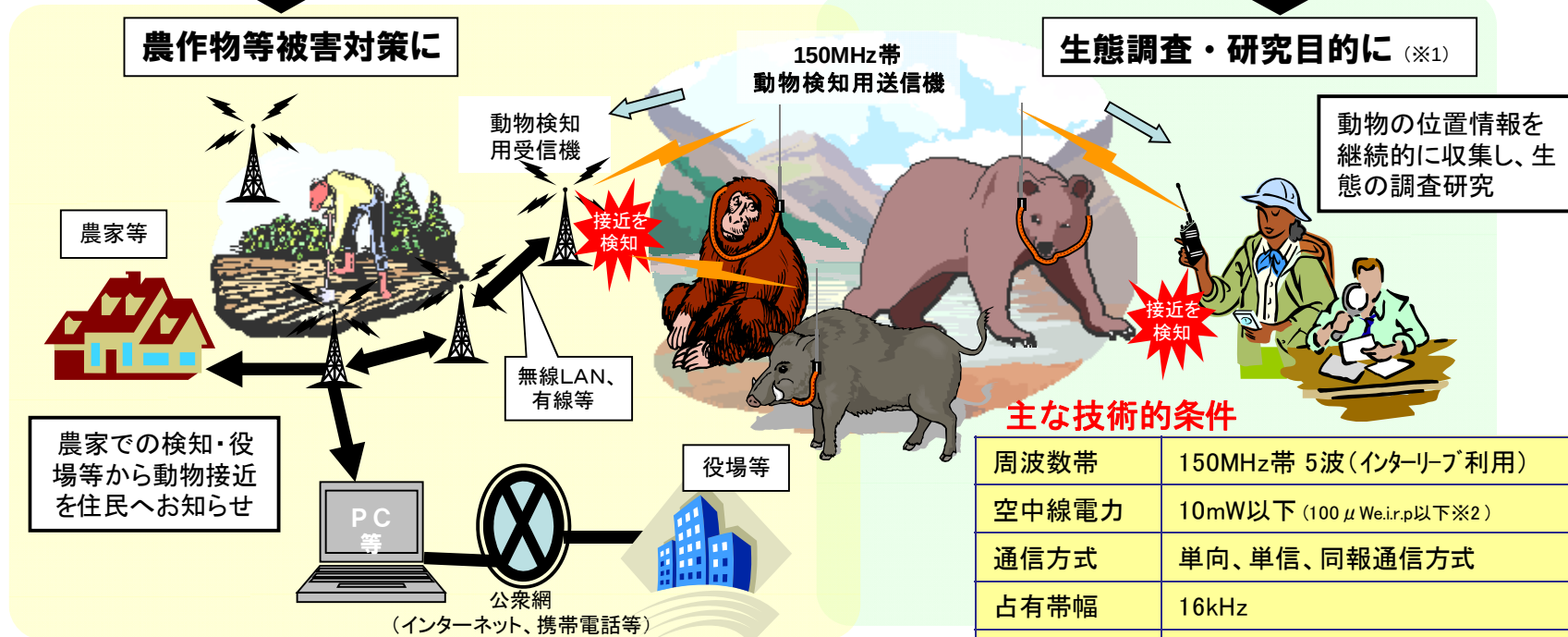
近年、動物の生息圏と人の生活圏が重なる傾向 ➡ 農作物等被害や人的被害が発生

野生動物と人間の活動域の分離をするための環境管理が必要

電波を利用した検知通報システムの導入

群れで行動する野生動物(サル等)は、数頭に発信器を装着し、群れの位置情報を得ることで被害対策を効率良く行うことが可能

単独で行動を行う動物(クマ等)は、位置情報を継続的に収集し、その生態行動を調査・研究することにより、対策が可能



※1 これらのシステムの高度利用として、都市部におけるペット捜索等への利活用も想定

※2 電気通信回線に接続しない場合で、単向又は同報通信方式のもの

2.4GHz帯模型飛行機用無線操縦装置に係る技術的条件の追加

図3

ラジオコントロール利用の現状

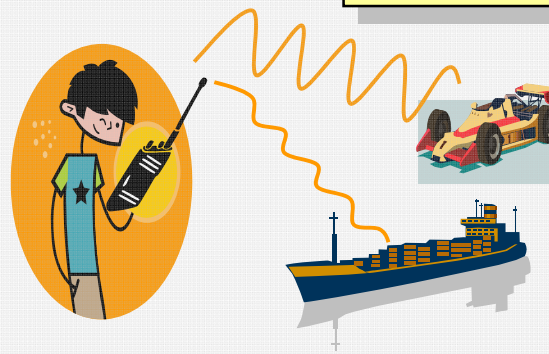
◆ラジオコントロール用途

産業用

- ・空中撮影(山間部、災害区域等)
- ・農薬散布用 等



ホビー等



- ・多くの用途や場面での利用ニーズ
- ・無線技術の発達による他の無線機器への干渉の回避が可能に



無線操縦(ラジオコントロール)に係る技術的条件等の策定

◆技術の発展を前提とした技術的条件

- ・2.4GHz帯小電力データ通信システムに航空機用ラジオコントロールに係る周波数ホッピング条件の追加等、干渉防止の規定の見直し

都市部での運用、多様なラジオコントロールの利用が実現



主な技術的条件

(屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に限る。)

周波数帯	2.4GHz帯
空中線電力	10mW/MHz
追加の技術的条件	
・周波数ホッピング	周波数滞留時間 0.05秒以下 (現行は0.4秒以下)
・周波数ホッピング以外	キャリアセンス機能

UWB 無線システムの経過措置の延長について

図4

現行規定において、3.4～4.8GHz帯の使用に際しては、干渉軽減技術を具備することが必要

ただし、「**2008年12月31日まで**」の間は、4.2～4.8GHz帯においては、干渉軽減技術を具備しなくとも使用可能（-41.3dBm/MHzまで出力可）



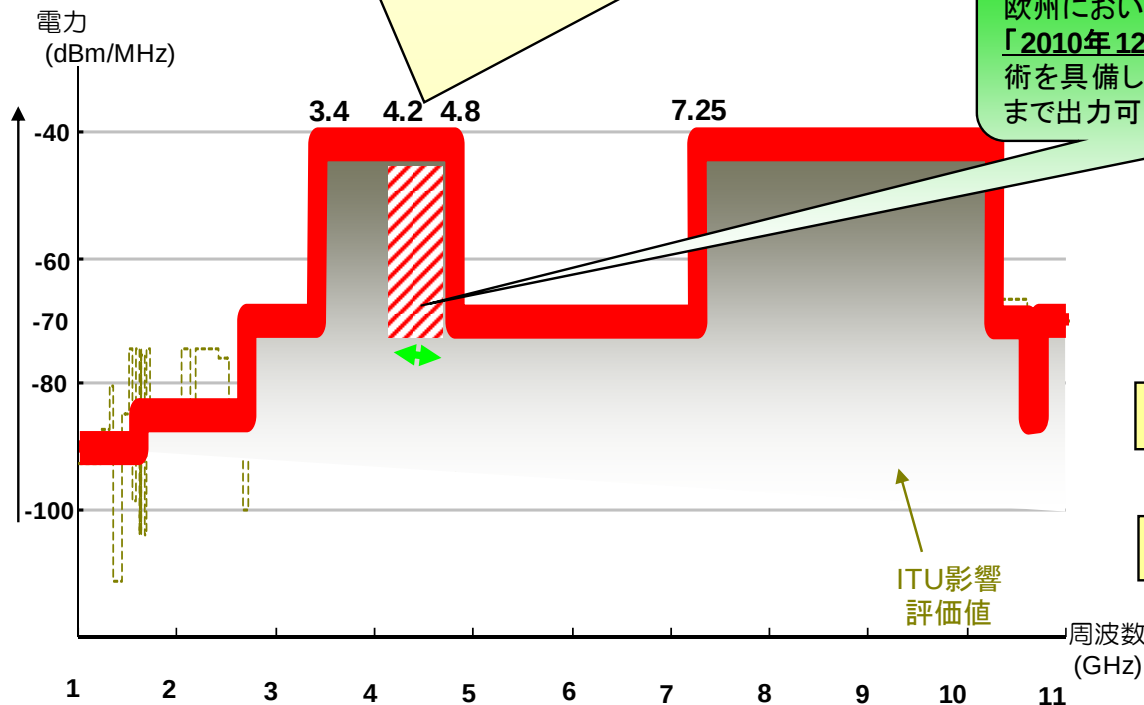
「**2010年12月31日まで**」に延長

※3.4～4.2GHz帯においては、干渉軽減技術を具備しない場合は-70dBm/MHzまでの出力の範囲で使用可能。

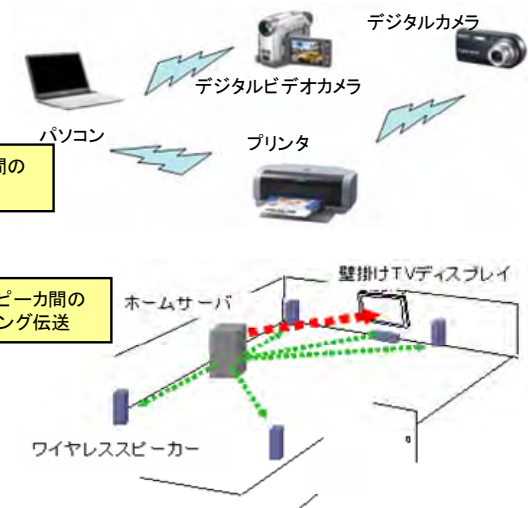
今回の改正により期限延長

欧州

欧州においても、4.2～4.8GHz帯については、「**2010年12月31日まで**」の間は、干渉軽減技術を具備しなくとも使用可能（-41.3dBm/MHzまで出力可）。



UWBの利用イメージ



平成20年5月21日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年5月21日 諮問第25号)

[400MHz 帯デジタル簡易無線の導入及びアナログ簡易無線の使用期限の設定
及び動物の検知通報システムの導入に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星周波数調整官、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 400MHz 帯デジタル簡易無線の導入及びアナログ簡易無線の使用期限の設定

400MHz 帯簡易無線は、無線従事者資格を必要とせず、誰でも申請すれば無線局を開設できるといった導入の容易さから、多様な用途で利用されており、無線局数が約 63 万局と携帯電話に次いで多くなっている。また、イベント開催期間のみ利用するというような短期利用のニーズ、レジャー用途でのニーズ等利用形態も多様化してきており、今後の需要の増大により周波数の逼迫が懸念されるところである。

この 400MHz 帯簡易無線については、平成 17 年度の電波の利用状況調査の結果を踏まえた評価において、輻輳を軽減するとともに周波数の効率的利用を図る観点から、デジタル方式の導入及び狭帯域化を検討することが必要であるとしており、デジタル簡易無線の技術的条件について情報通信審議会に諮問し、本年 3 月に答申を受けたところである。

本件は、400MHz 帯デジタル簡易無線の導入に当たり、今後の需要の増大に対応できるよう、周波数を新たな帯域で確保するため、周波数割当計画を変更しようとするものである。

また、400MHz 帯アナログ簡易無線について、その周波数の使用期限を無線設備の耐用年数を考慮し、スプリアス発射の強度の許容値が変更され、既存の多くの無線設備が使用できなくなる平成 34 年 11 月 30 日とし、周波数割当計画において明示しようとするものである。

【変更内容】

350MHz 帯（348.8125-351.9MHz）及び 460MHz 帯（465.9125-467.5MHz）の周波数の無線局の目的に簡易無線通信業務を追加し、周波数を別表において明記する。

また、350MHz 帯（348.55-348.8125MHz）及び 460MHz 帯（465-465.175MHz 及び 468.54375-468.875MHz）の周波数の使用に関する条件として、簡易無線通信業務用の無線局による使用を平成 34 年 11 月 30 日までとする旨を記載する。

Ⅱ 動物検知通報システムの導入

近年、サル、クマ等の動物の生息圏と人間の生活圏が重なる傾向があり、それら野生動物による住民への危害や農作物の被害が社会問題化してきていることから、動物と人間の共存が可能な環境管理が必要とされている。野生動物の行動パターンを把握することは、学術研究のほか、野生動物による被害防止策の検討のためにも有効な手段であり、動物の生態を的確に把握する等の方策の一つとして、無線システムが有効な手段として期待されている。

このような状況を踏まえ、簡便で動物の行動追跡等に利用が可能な位置把握・通報システムを導入するため、動物検知通報システムの技術的条件について情報通信審議会に諮問し、平成 20 年 3 月に答申を受けたところである。

本件は、この動物検知通報システム（特定小電力無線局）の導入に当たり、必要な周波数を確保するため、周波数割当計画を変更しようとするものである。

【変更内容】

150MHz 帯（142-144MHz）の周波数の無線局の目的に小電力業務用（動物検知通報システム用）を追加し、周波数を別表において明記する。

Ⅲ スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

デジタル簡易無線の導入に係る周波数の再編について

別紙1

現在

アナログ方式

348.55625 - 348.80625MHz (250kHz幅)

12.5kHz間隔の20ch

465.03125MHz - 465.15625MHz (125kHz幅)

12.5kHz間隔の10ch

468.54375MHz - 468.85625MHz (312.5kHz幅)

12.5kHz間隔の25ch

合計 **55ch(687.5kHz)**

周波数再編アクションプランにおいて、アナログ方式の撤廃とデジタル方式の導入及び狭帯域化を検討と位置づけ

情報通信審議会から技術的条件が答申

変更後(案)

狭帯域デジタル方式

- ・狭帯域デジタル方式を導入することとし、デジタル方式への円滑な移行に向け、新しい周波数帯を用意
- ・情報通信審議会における需要予測を踏まえ、同等の帯域幅に

100ch(625kHz)を確保

登録局用 351.165625MHz - 351.384375MHz

6.25kHz間隔の35ch(218.75kHz)

免許局用 466.996875MHz - 467.403125MHz

6.25kHz間隔の65ch(406.25kHz)

- ・**アナログ方式は**、新しいスプリアス発射の強度の許容値への移行期限である、**平成34年11月30日に廃止**

平成20年秋頃(予定)

平成24年11月30日

平成29年11月30日

平成34年11月30日
(新しいスプリアス発射の強度の許容値への移行期限)

現在

アナログ方式

デジタル方式

狭帯域デジタル方式へ
順次移行

狭帯域デジタル方式の
制度化

アナログ方式の
技適証明の終了

以後、アナログ方式の期限を付した条件付免許

アナログ方式の廃止

動物検知通報システムの導入

近年、動物の生息圏と人の生活圏が重なる傾向 ➡ 農作物等被害や人的被害が発生

野生動物と人間の活動域の分離をするための環境管理が必要

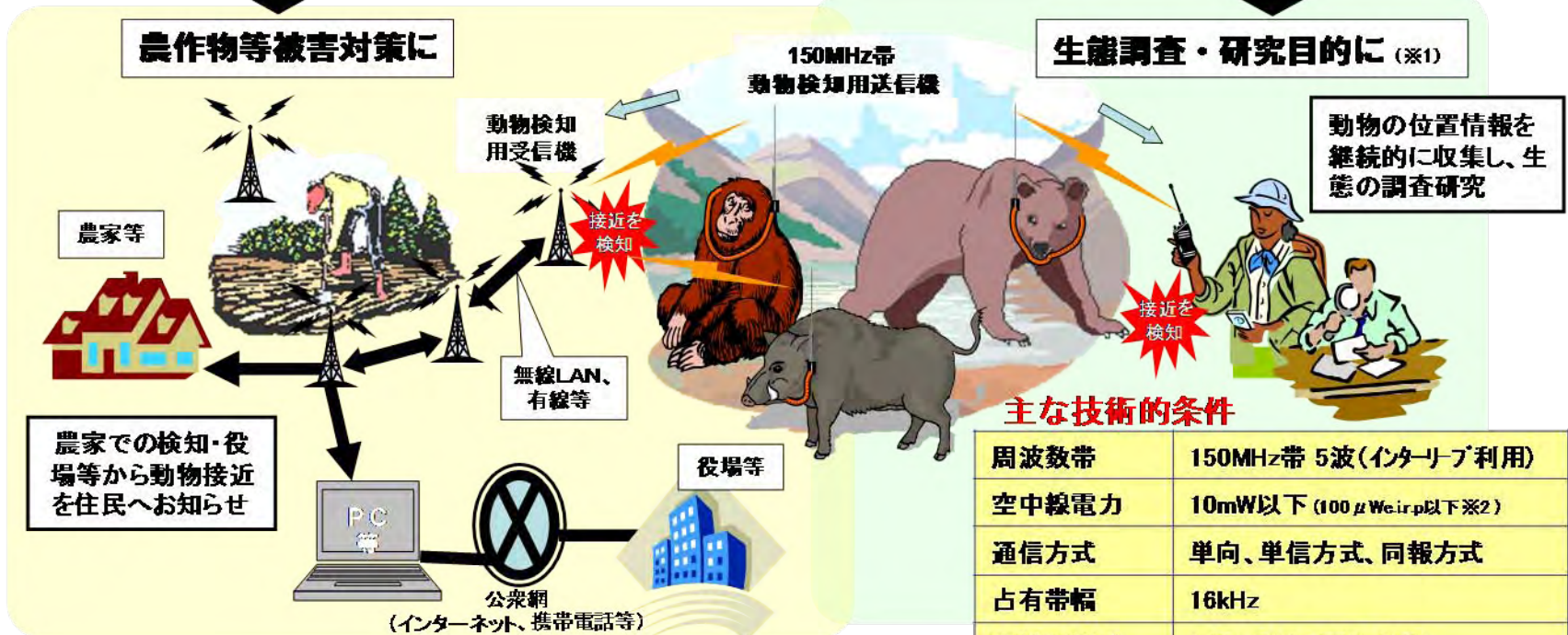
電波を利用した検知通報システムの導入

群れで行動する野生動物(サル等)は、数頭に発信器を装着し、群れの位置情報を得ることで被害対策を効率良く行うことが可能

単独で行動を行う動物(クマ等)は、位置情報を継続的に収集し、その生態行動を調査・研究することにより、対策が可能

農作物等被害対策に

生態調査・研究目的に (※1)



※1 これらのシステムの高度利用として、都市部におけるペット捜索等への利活用も想定

※2 電気通信回線に接続しない場合で、単向又は同報通信方式のもの

平成20年5月21日

放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成20年5月21日 諮問第26号)

[浜頓別、中標津及び釧路（北海道）の地上デジタル放送の
中継局に係るチャンネルの変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送技術課

(山口課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5787

放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が 3 W を超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）において規定されている。

今回、北海道の中継局について、チャンネルを変更する必要が発生したことから、放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 変更の内容及び理由

（1）^{はまとなべつ}浜頓別のデジタル局（北海道）に係る変更

浜頓別デジタル局は今後の開局が予定されているが、一部の放送局のチャンネルは札幌デジタル局と同一の関係になっている。両放送局は距離が 200km を超える位置関係にあるため、同一チャンネルを使用しても通常であれば問題は生じないが、今般、ダクト性フェージングと呼ばれる気象現象に基づく電波の異常伝搬現象によって、札幌デジタル局の電波が浜頓別デジタル局の放送エリアに対して混信をまれに発生させるおそれがあることが判明した。

このため、混信による受信障害の発生を回避するため、浜頓別デジタル局の周波数を変更することとする。

（2）^{なかしべつ}中標津及び釧路のデジタル局（北海道）に係る変更

① 地上デジタルテレビジョン放送で使用されるチャンネルのうち、53 チャンネルから 62 チャンネルまでの周波数を使用する放送局の無線局免許については、周波数割当計画（平成 12 年郵政省告示第 746 号）の規定に基づき、その周波数の使用期限は、アナログテレビジョン放送の終了予定日（平成 23 年 7 月 24 日）の 1 年後の平成 24 年 7 月 24 日までとなっている。

② 現在の放送用周波数使用計画においては、北海道の中標津デジタル局のうちの日本放送協会の総合放送及び教育放送のチャンネルは、この平成 24 年 7 月 24 日の使用期限が到来するチャンネルを使用することとなっており、日本放送

協会は、アナログテレビジョン放送の終了後、上記使用期限までに別のチャンネルに切替を行う必要がある。

- ③ アナログテレビジョン放送終了後にデジタルチャンネルの切替を行うことは、視聴者の受信機のチャンネル再設定のための操作等の影響が発生するが、アナログテレビジョン放送終了までに中継局を開局することがより確実である放送事業者に対しては、切替を必要としないチャンネルから順次使用させることとすれば、これらの影響を回避することが可能となる場合がある。

よって、日本放送協会の中標津デジタル局は、今年中の開局に向けた計画が既に具体化していることから、中標津及び釧路において使用させることができるチャンネルのうち切替の必要のない一部のチャンネルを中標津デジタル局に使用させることとするため、放送用周波数使用計画の変更を行うこととする。

3. 放送用周波数使用計画の変更案

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

変更なし

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
北海道	浜頓別	<u>48</u>	0.1	浜頓別	<u>15</u>	0.1
	中標津	<u>32</u>	0.2	中標津	<u>53</u>	0.2

(3) 教育放送

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	浜頓別	<u>46</u>	0.1	浜頓別	<u>13</u>	0.1
	中標津	<u>47</u>	0.2	中標津	<u>56</u>	0.2

2 放送大学学園の放送

変更なし

3 一般放送事業者の放送

(1) 総合放送（広域放送）

変更なし

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
北海道	釧路	31 36 43 45 <u>61</u>	1	釧路	31 36 43 45 <u>47</u>	1
	浜頓別	17 34 36 <u>39</u> <u>41</u>	0.1	浜頓別	<u>14</u> 17 <u>19</u> 34 36	0.1
	中標津	28 30 34 37 <u>56</u>	0.2	中標津	28 30 <u>32</u> 34 37	0.2

(参考)

地上デジタルテレビジョン放送に関する「放送用周波数使用計画」の改正経緯

平成 14 年 9 月 三大広域圏の親局・中継局のチャンネル等の規定の新設

8 月 7 日 諮問

9 月 18 日 答申

9 月 27 日 総務省告示第 550 号

平成 15 年 9 月 三大広域圏以外のその他地域（有明及び山陰地域を除く）の親局の追加

9 月 10 日 諮問、答申

9 月 16 日 総務省告示第 557 号

平成 16 年 1 月 有明及び山陰地域の親局の追加

1 月 14 日 諮問、答申

1 月 21 日 総務省告示第 55 号

平成 16 年 6 月 三大広域圏以外のその他地域の中継局の追加

6 月 9 日 諮問、答申

6 月 29 日 総務省告示第 500 号

平成 18 年 2 月 彦根・甲賀（滋賀県）、富士宮・伊豆長岡（静岡県）中継局のチャンネル及び空中線電力の変更

12 月 14 日 諮問、答申

2 月 3 日 総務省告示第 79 号

平成 20 年 2 月 多摩（東京都）中継局の廃止、御殿場（静岡県）中継局のチャンネル及び空中線電力の変更

12 月 12 日 諮問、答申

2 月 6 日 総務省告示第 52 号

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年5月21日

日本放送協会の放送法第9条第3項第1号業務の認可について
(平成20年5月21日 諮問第27号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(飯嶋課長補佐、横谷係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の放送法第 9 条第 3 項第 1 号の業務の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法第 9 条第 10 項の規定に基づき、以下のとおり、同法第 9 条第 3 項第 1 号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要
1 業務の内容	協会の保有する土地について、協会の業務遂行に支障のない範囲において、地域社会等の公益に資する事業等の用地として、その利用に供し、または賃貸する業務
2 業務を行うことを必要とする理由	協会の保有する土地の供用・賃貸について、地域社会等の要請に応え、その公益に資する利用を可能とするため
3 業務の実施計画の概要	① 対象とする土地 協会の保有する現用地及び非現用地
	② 対象とする用途 放送事業のため等の利用であって、当該土地を供用・賃貸することが、協会の性格に誤解を与えるおそれがなく、地域社会等の公益に資するもので、近隣の土地賃貸の市場に特段の影響を与えるおそれがないと協会が判断した場合等
	③ 実施時期 認可後、速やかに実施する。
	④ 今後新たに実施が見込まれる件数（平成 20 年度） 沖縄テレビ放送所等 5 件
	⑤ 業務の実施にあたっては、別添の「実施基準」により、これを行う。
	⑥ 必要経費 当該業務からの収入をもって充当する。
4 業務の収支の見込み	（単位：千円） 収入：7 支出：6 収支差：1
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	なし

なお、本業務の認可を受けた場合には、現に認可を受けている「放送会館および研究所の用地を一般の利用に供する業務」、「放送所および中継所の用地を一般の利用に供する業務」は廃止することとしている。

2 検討結果

検討の結果は、次表のとおりであり、申請どおり認可することとしたい。

項目	検討結果
1 協会の本来業務の円滑な遂行に支障を来さないものであるか (放送法第9条第3項)	業務の内容として、「協会の業務遂行に支障のない範囲において」行うこととされており、協会の本来業務の円滑な遂行に支障を来さないものと認められる。
2 公共放送たる協会が行う業務としてふさわしいものであるか	「実施基準」において、放送・通信事業のための利用等、対象とする用途を限定列挙した上で、当該利用に係る土地の供用・賃貸が、協会の性格に誤解を与えるおそれがなく、地域社会等の公益に資すると協会が判断した場合に、業務を実施することとしており、公共放送たる協会が行う業務としてふさわしいものと認められる。
3 民間といたずらに競合するものでないか	「実施基準」において、 ①近隣の土地賃貸の市場に特段の影響を与えるおそれがないと協会が判断した場合に、業務を実施することとしており、また、 ②料金は、当該土地周辺の同種用途の市場価額を勘案の上設定することとしており、 民間といたずらに競合するものではないと認められる。
4 営利を目的とするものでないか (放送法第9条第4項)	上述のとおり、当該業務は、 ①実施基準に列挙する用途であって、協会の性格に誤解を与えるおそれがなく、地域社会等の公益に資すると判断される利用について、 ②近隣の土地賃貸の市場に特段の影響を与えるおそれがないと判断される場合に、 実施するものであることから、営利を目的として行うものではないと認められる。 また、料金については、原則として、当該土地周辺の同種用途の市場価額を勘案の上設定することとしており、市場性の少ないものについては、公租公課や管理費を勘案して設定することとしており、適切な内容と認められる。

(別添)

放送法第9条3項業務における協会保有地の供用・賃貸に関する実施基準

(1) 対象とする土地

- ① 協会の業務で現に使用している土地
- ② 既に現用地としての使命を終え、処分する予定の土地
- ③ 放送会館等新たな施設の建設予定地として取得したが、整備計画上、建設に要する作業の着手までに相応の時間を有する土地

(2) 用途

- ① 以下の利用であって、当該の土地を供用・賃貸することが、協会の性格に誤解を与えるおそれがなく、地域社会等の公益に資するもので、近隣の土地賃貸の市場に特段の影響を与えるおそれがないと協会が判断した場合
 - ・放送事業者、通信事業者等が実施する放送・通信事業のための利用およびこれに類する利用
 - ・電力、通信、水道等地域インフラ構築に伴い立地上必要となる架柱やケーブル等の架設、敷設等にかかる利用
 - ・近隣で実施される工事等に伴う資材置き場や近隣の公的な催事等のための一時的な利用
 - ・国、地方公共団体その他営利を目的としない団体による公共的な用途としての利用
- ② 過去の経緯から供用・賃貸の継続がやむを得ないと判断される場合

(3) 期間

原則として1年以内とする。ただし、(1)の②または③に該当する土地については、同地の処分または活用に支障をきたさない期間を別途定めるものとし、更新は原則として認めない。

(4) 料金

- ① 原則として有償とし、料金は当該土地周辺の同種用途の市場価額を勘案の上設定する。

ただし、市場性の少ないものについては、以下により算出した金額を年額の基準とし、利用期間が1年未満の場合は年額を基準として日割により計算する。

資本利子 (a): $\text{取得価額} \times \text{貸与面積} \div \text{用地総面積} \times \text{資本利子率}$

公租公課 (b): $\text{課税標準価額} \times \text{貸与面積} \div \text{用地総面積} \times (\text{固定資産税率} + \text{都市計画税率})$

管理費率 (r): 20%を基本とするが、用途や相手先の事情等を勘案することを妨げない。

料金 : $(a + b) \times (1 + r)$

なお、電力、通信、水道等の地域インフラの構築時に立地上協力が必要なもので、当該事業者が所定の利用料金等を設定しているものについては、その利用料金等が合理的と認められる場合には、その料金を適用する。

② 無償貸与の特例

次の場合に該当するものについては、無償とすることができる。

- ・国、地方公共団体その他営利を目的としない団体による利用で、利用期間中の当該用地の維持管理等の財産保全措置や公租公課の減免措置等が講じられるもの
- ・近隣への配慮から利用を認めるものであって、近隣住民との関係維持の上で、無償が妥当と判断されるもの

【参考条文】

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

2 （略）

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

●放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（業務の認可申請）

第二条の四 法第九条第十項 の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年5月21日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成20年5月21日 付議第4号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成 20 年 4 月 8 日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら 115 名

3 異議申立てに係る処分

平成 20 年 3 月 17 日に官報告示した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分（3 件、詳細は別紙参照）

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が 2MHz～30MHz の周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成 20 年 3 月 17 日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第 100 条第 1 項第 1 号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第 100 条第 1 項第 1 号かつ書き及び電波法施行規則第 44 条第 1 項第 1 号（1））。

(別紙)

○ 平成20年3月17日付け総務省告示第126号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 エム・ティ・アイ株式会社
型式名 E D S P 100
指定番号 第 A T - 08001 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社プレミネット
型式名 P L A M 2500 J R e v . 4
指定番号 第 E T - 07012 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 B L - P A 300
指定番号 第 H T - 07005 号

(参考)

申立人らの主張の概略は以下のとおり。

- ・ アマチュア無線を従前同様行うことができる利益は、通信の自由そのものというべきであり、法律上保護された利益である。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を放置すれば、短波帯でのみ可能な遠距離アマチュア無線が不可能となるかあるいは著しく困難な状況になるという重大な損害が生じるおそれがある。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の目的である屋内ネットワークは、イーサネットケーブルを引く、無線LAN利用する等、現状でも利用できる他の方法によって、副作用を生ずることなく、容易かつ安価に構築することが可能であり、広帯域電力線搬送通信設備を解禁しなければならない必要性・必然性がない。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備とアマチュア無線との共存は、現在の技術では不可能であり、広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を禁ずる以外に、アマチュア無線の通信環境を維持するのに、他に適当な方法はない。
- ・ 総務省が、アマチュア無線を妨害するおそれのある技術を解禁すべきでないことは法令の規定から明らかであり、アマチュア無線の無線利用妨害を不可避免的にもたらす大きな問題が解決されていない現状で広帯域電力線搬送通信設備を解禁することは、総務大臣に与えられた裁量の範囲を超え又は濫用である。

(参照条文)

○ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申し立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申し立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（審理の開始）

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申し立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

（高周波利用設備）

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kH_z以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

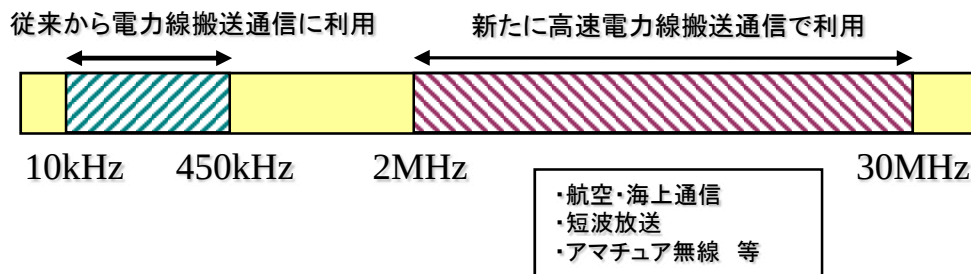
- 二 屋内において、2MH_zから30MH_zまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの特徴

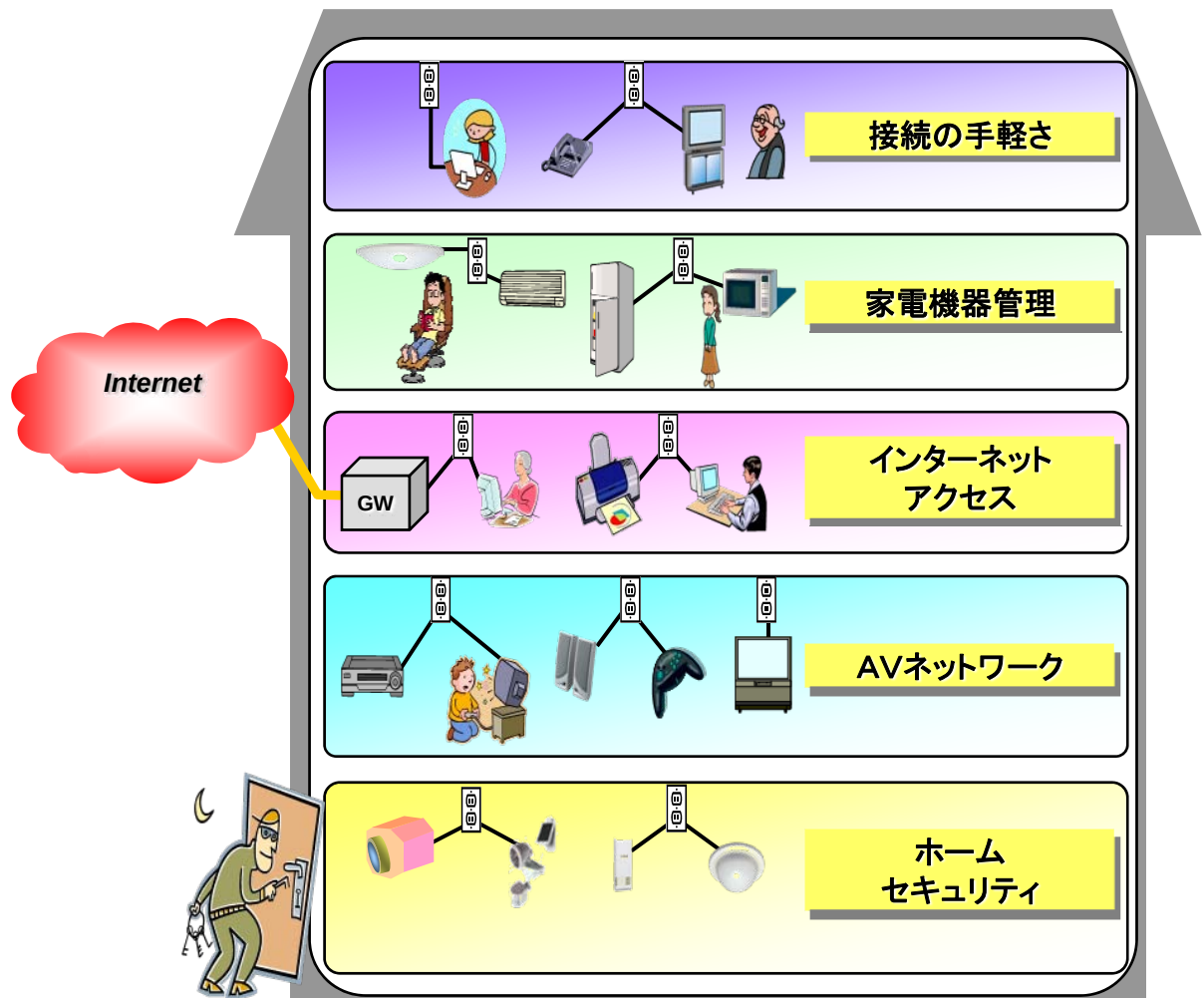
- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電力線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るために慎重な審議の上で、技術基準を設定した。

PLCの利用周波数帯



高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの利用イメージ



ポイント

- 屋内利用に限定
- 漏れ電波の原因である電流値を制限した技術基準を設定

高速電力線搬送通信(高速P L C)の導入に向けた制度整備

高速PLCの導入に向けた制度整備

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議(技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(無線設備規則改正案の審議)
行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

高速電力線搬送通信（高速PLC）設備の技術的条件

基本的考え方

- ・ 利用周波数帯(2MHz～30MHz)における漏えい電波を一定の離隔距離において周囲雑音レベル程度以下とする。
- ・ 非利用周波数帯における漏えい電波の許容値を、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

PLC設備の技術的条件

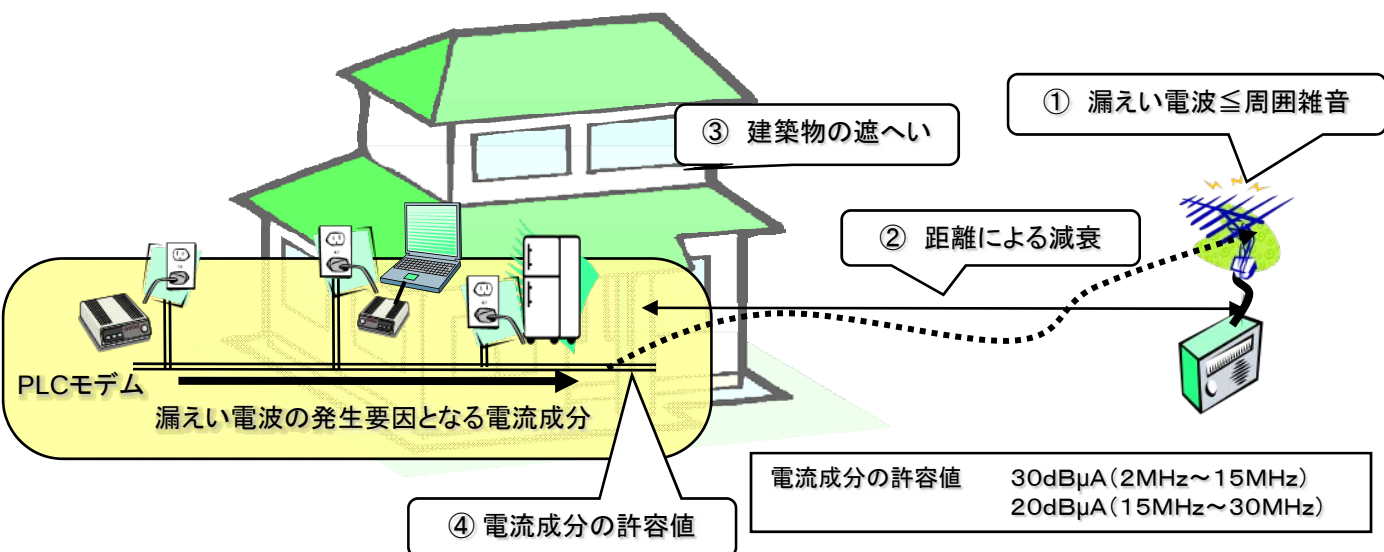
1 非通信時

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

2 通信時

(1) 利用周波数帯(2MHz～30MHz)

PLC設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル以下となるようにする



(2) 非利用周波数帯(150kHz～2MHz、30MHz～1000MHz)

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

省令等の一部改正 及び 関係告示の制定について

電力線搬送通信(PLC)設備は、従来から10kHz～450kHzを使用する設備が利用されていた。今回、屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備に関して、次のとおり省令の改正並びに告示の制定及び改正を行ったもの。

① 電波法施行規則の一部を改正する省令

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備(広帯域電力線搬送通信設備)を「型式の指定」に追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

② 無線設備規則の一部を改正する省令(電監審諮問案件)

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備を追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

③ 無線局免許手続規則の一部を改正する省令

②の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

④ 「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」(平成14年総務省告示第544号)の一部を改正する告示

①の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

⑤ 電力線搬送通信設備に関する測定方法を定める告示の制定

①及び②の設備の技術的条件に係る測定方法を定めたもの。

⑥ 周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める告示の制定

PLC設備について、実験に係る条件について定めたもの。